

## 議案第49号

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年8月30日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第23号）が施行され、避難用の施設又は設備に関する規定が改められたことから、あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年あきる野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。